

平成29年 6月 2日
東北地方整備局東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について
～平成28年度活動結果と平成29年度活動方針～

東北地方整備局では、平成19年4月以降、「建設業法令遵守推進本部(本部長:東北地方整備局長 川瀧弘之)」を設置し、建設業者や一般の方から寄せられる違反情報を基に立入検査を実施するなど、建設業における法令遵守の徹底を強化しているところです。

今般、平成28年度の活動結果をとりまとめ、平成29年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

平成29年度は社会保険加入推進に重点的に取り組めます。

平成28年度の活動結果(詳細は別紙1)

1.通報・相談件数	143件(169件)
2.立入検査実施件数	89社(60社)
うち社会保険未加入対策に特化した立入検査件数	35社
3.監督処分・勧告件数	
・営業停止	2社(3社)
・指示	2社(2社)
・勧告	4社(35社)

※()は前年度の数値

平成29年度の活動方針(詳細は別紙2)

1. 重点的な取組

○社会保険加入対策の推進

法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているか等の状況について、加入推進の周知徹底に努めます。

2. 今年度の新たな取組

○下請中小企業の取引条件の改善に向けた取組の周知徹底

下請代金の支払いに関して、平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金の支払はできる限り現金払いとすること等を追加したところです。

立入検査や講習会等の機会を活用し周知徹底に努めます。

<発表記者会 : 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 電話:022-225-2171(代表)

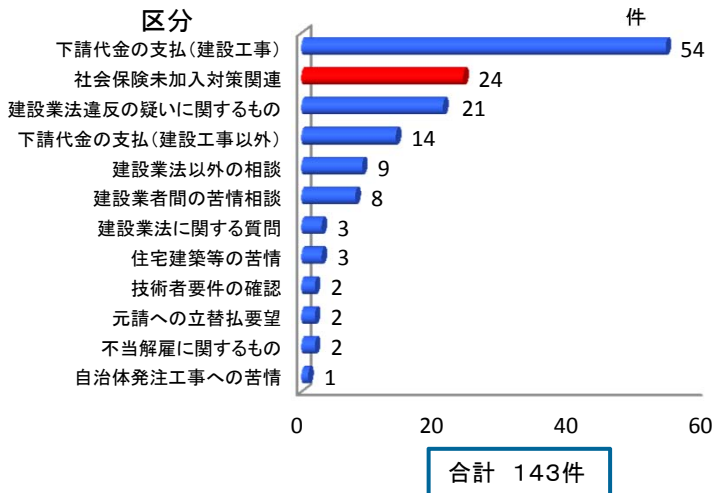
建設業法令遵守推進本部 (建政部 建設産業課内)

室長 鈴木 浩人(すずき ひろと) (内線6119)

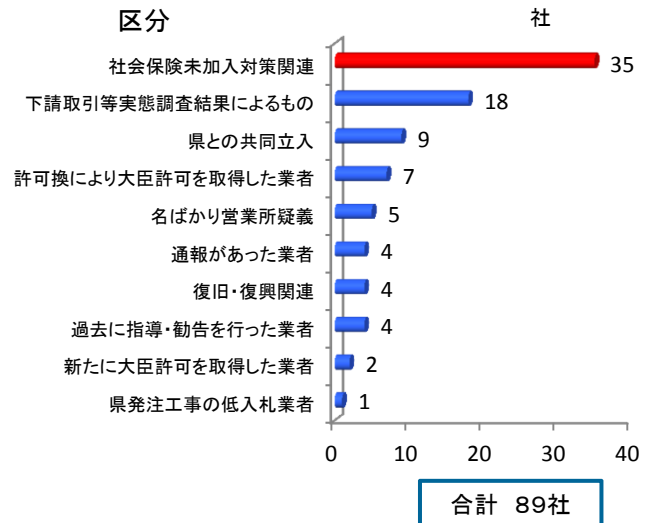
細川 和彦(ほそかわ かずひこ) (内線6142)

平成28年度の活動結果

受付した通報・相談内容の件数



立入検査の実施状況



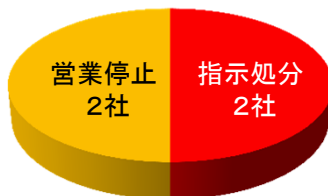
※【通報・相談手段の内訳】

- ・駆け込みホットライン 112件
- ・建設業フォローアップ相談ダイヤル 14件
- ・上記以外(来庁、手紙、メール、FAX) 17件

※下請取引等実態調査とは、国土交通本省において実施しているもので、本調査の結果、指導があった業者に立入検査を実施した

監督処分の実施状況

合計 4社

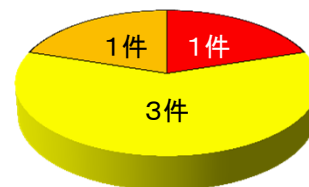


- 営業停止理由
 - ・特定建設業者以外の者との下請契約 1社
 - ・無許可業者との下請契約 2社
- 指示処分理由
 - ・再下請負通知書の虚偽記載 1社
 - ・無許可業者との下請契約 1社

※処分理由が複数の企業があり、企業数とは一致しない

法令違反、不適法な行為を是正すべき旨の勧告状況

合計 4社



- 契約書面の記載内容不適切
- 法定支払期限不適切
- 変更契約書面なし

※勧告理由が複数の企業があり、企業数とは一致しない

建設業取引適正化推進月間における活動

建設業法令遵守等講習会の実施

- <説明内容>
- ・建設業法に基づく適正な施工体制と元下関係
 - ・建設業法改正の内容
 - ・建設業法令遵守ガイドライン
 - ・社会保険未加入対策
 - ・一括下請負禁止の明確化

※6県合計 1,139名の出席

県との共同立入検査の実施

県知事許可業者9社について、各県建設業担当部局担当者との立入検査を実施した

建設工事における労働災害防止に関する説明会の実施

宮城県建設産業会館において、宮城労働局との共催による開催
※151名の出席

平成29年度の活動方針

社会保険加入対策の推進

重点

法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているか等の状況について、加入推進の周知徹底に努めます。
また、本取組みの一層の推進及び更なる加入促進に向け、社会保険労務士による個別相談会を開催します。

下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組の周知徹底

新規

下請代金の支払いに関して、平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段について通達の見直しが行われたことを受け、国土交通省においても平成29年3月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、下請代金の支払手段に係る項目を追加したところです。
立入検査や講習会等の機会を捉え周知徹底に努めます。

支払手段の見直し内容

① 下請代金では
きる限り現金
払い

② 手形割引料を
一方的に下請
事業者負担
させない。

③ 手形期間は120日を
超えてはならない
(将来的には60日以
内とするよう努め
る)。

「駆け込みホットライン」等の運用

法令違反情報を受け付ける「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、より一層周知を図り、利用促進に努めます。

立入検査の実施

主な検査対象業者

- ・下請取引等実態調査で指導があった業者
- ・通報等によって法令違反の疑義が生じた業者
- ・建設業許可や経営事項審査において疑義が生じた業者
- ・過去に勧告・監督処分を行った業者 など

検査における重点的な取り組み

- ・社会保険の加入状況の確認、加入推進
- ・標準見積書の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結・支払いの確認
- ・契約書類の不作成の是正
- ・下請代金支払い期日の適正化

「安全衛生経費の確保に関する調査」の実施

平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、適切に実施します。

建設業法令遵守ガイドライン等の周知徹底

建設業法令遵守ガイドラインや、告示、通知の発出などによる建設業行政の動向について、立入検査や講習会等の機会を通じて周知徹底に努めます。

その他

- ・復旧・復興工事に係る法令遵守の推進
- ・消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導
- ・外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施
- ・建設業取引適正化推進月間(11月)における活動
- ・関係機関との連携

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部 平成29年度 活動方針

平成29年6月2日
東北地方整備局
建設業法令遵守推進本部決定

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げているところです。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっております。

については、平成29年度における推進本部の活動方針を以下のとおりとし、建設業の法令遵守の更なる徹底を図るための活動を推進してまいります。

I. 重点的な取組

社会保険加入対策の推進

社会保険加入対策の一環として、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているか等の状況について、次のとおり加入推進の周知徹底に努めます。

- ① 発注部局、関係機関との連携による確認及び指導
- ② 建設業許可、経営事項審査における確認及び指導
- ③ 立入検査等による確認及び指導

II. 今年度の新たな取組

下請等中小企業の取引条件の改善に向けた取組の周知徹底

下請代金の支払いに関して、平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、下請代金の支払手段について通達の見直しが行われたことを受け、国土交通省においても平成29年3月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金の支払い手段に係る項目を追加したところです。

推進本部においては、立入検査や講習会等の機会を活用し周知徹底に努めます。

III. 継続的な取組

1. 「駆け込みホットライン」等の運用

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めます。

2. 立入検査の実施

適正な請負契約及び施工体制の確保に向けて立入検査を実施します。

(1) 検査対象

以下の建設業者に対して立入検査を行います。

① 元請下請間の取引の適正化に関する立入検査

- 下請取引等実態調査(国土交通本省による調査)で指導項目があった業者
- 過去に立入検査を実施し指導(勧告)を行った業者
- 低入札価格調査制度対象工事の受注業者 等

② 一括下請負等の建設業法違反に関する通報に基づく立入検査

- 「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」に寄せられる通報等で建設業法違反の疑義がある業者
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定に基づき公共発注機関から通知があった業者 等

③ 東日本大震災の復旧・復興工事に係る建設業者への指導・監督

- 被災3県で新たに大臣許可を取得した業者
- 被災3県に営業所を新設した業者 等

(2) 検査項目

立入検査では以下の項目に重点を置き、指導・監督・周知を行います。

① 「標準見積書」等の活用状況の確認

社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や、法定福利費を尊重した契約締結・支払がなされているか等の状況について確認を行い、社会保険加入を推進するため周知徹底に努めます。

② 「安全衛生経費の確保に関する調査」の実施

平成26年11月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施しているところですが、平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行され、安全衛生経費の確保は重要な取組であることから、引き続き適切に実施します。

3. 建設業法令遵守ガイドライン等の周知徹底

建設業法令遵守ガイドラインや、告示、通知の発出などによる建設業行政の動向について、立入検査や講習会等の機会を活用しその周知徹底に努めます。

4. 復旧・復興工事に係る法令遵守の推進

復旧・復興工事の適正な施工の確保を図るため、平成24年11月から被災3県及び関係機関と連携のうえ実施している東日本大震災被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組及び啓発活動について、継続して推進します。

5. 消費税転嫁拒否行為等に関する調査・指導

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、円滑かつ適正な転嫁を確保するため建設業の転嫁拒否行為等について、引き続き調査・指導を行います。

- ① 立入検査における調査
- ② 関係機関との連携による調査・指導

6. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業者に対し、国土交通本省との連携を密にしながら、必要に応じ、立入検査を実施します。

7. 「建設業取引適正化推進月間」（11月）における活動

国土交通省及び都道府県が主催する「建設業取引適正化推進月間」において、関係機関と連携のうえ、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

- ① 建設業者を対象とした法令遵守の講習会の実施
- ② 立入検査の集中的な実施
- ③ 労働災害防止に関する説明会の実施

8. 関係機関との連携

- (1) 建設業者への指導・監督を効果的に行うため、県の建設業許可部局と、建設業法違反情報等について情報共有及び意見交換を行います。
- (2) 工事の円滑な実施に向け、業界団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守の更なる徹底を図ります。
- (3) 建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことから、警察部局との連携を密にし、暴力団排除に努めます。

IV. 違反業者等への対応

立入検査等の結果、法令違反が確認された場合には、監督処分等を行います。